

(設置)

第 1 条 本市は、二輪車等の放置を防止することにより、道路交通の円滑化を図り、もって良好な生活環境を確保するため、二輪車等駐車場を設ける。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 二輪車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の 2 に規定する自転車並びに同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

(2) 二輪車等駐車場 一定の区画を限って設置する二輪車等の駐車のための施設をいう。

（平17条例52・旧第 3 条繰上）

(名称及び位置)

第 3 条 無料の二輪車等駐車場の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

2 有料の二輪車等駐車場の名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。

（平17条例52・追加）

(指定管理者による管理)

第 4 条 市長は、二輪車等駐車場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 市長は、前項の指定（長崎市築町二輪車等駐車場の管理に係る指定を除く。次項において同じ。）に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、公募対象二輪車等駐車場（長崎市築町二輪車等駐車場以外の二輪車等駐車場をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。

(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 二輪車等駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 二輪車等駐車場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件

5 市長は、第 1 項の指定（長崎市築町二輪車等駐車場の管理に係る指定に限る。）に当たっては、

長崎市築町二輪車等駐車場に係る前項第1号から第3号までに掲げる条件を満たす団体を指定管理者として指定する。

(令2条例42・全改、令3条例42・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者（公募対象二輪車等駐車場にあつては当該公募対象二輪車等駐車場の指定管理者、長崎市築町二輪車等駐車場にあつては当該長崎市築町二輪車等駐車場の指定管理者。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) その管理に係る二輪車等駐車場の供用に関する業務
- (2) その管理に係る二輪車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その管理に係る二輪車等駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

(平17条例52・追加、平20条例56・令2条例42・令3条例42・一部改正)

(供用日等)

第6条 二輪車等駐車場の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、供用日又は供用時間を変更することができる。

- (1) 供用日 1月1日から12月31日まで
- (2) 供用時間 午前0時から午後12時まで

2 二輪車等駐車場の入出庫時間は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

3 前項の承認の基準は、二輪車等駐車場の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(平17条例52・追加、平20条例56・令2条例42・一部改正)

(利用料金)

第7条 有料の二輪車等駐車場に二輪車等を駐車させた者は、当該二輪車等駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(令元条例55・追加、令2条例42・旧第10条繰上・一部改正)

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(令元条例55・追加、令2条例42・旧第11条繰上)

(駐車の拒否等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否し、又は出庫を命ずる

ことができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 二輪車等駐車場の施設又は附属設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他二輪車等駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(平17条例52・旧第8条繰下、平26条例56・一部改正、令元条例55・旧第10条繰下、令2条例42・旧第12条繰上)

(禁止行為)

第10条 二輪車等駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の二輪車等の駐車を妨げること。
- (2) 二輪車等駐車場の施設又は附属設備を汚損し、又は毀損すること。
- (3) その他二輪車等駐車場の管理上支障があると認められること。

(平17条例52・旧第9条繰下、平26条例56・一部改正、令元条例55・旧第11条繰下、令2条例42・旧第13条繰上)

(損害賠償)

第11条 二輪車等駐車場の施設又は附属設備を毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例52・旧第10条繰下、平26条例56・一部改正、令元条例55・旧第12条繰下、令2条例42・旧第14条繰上)

(市長による管理)

第12条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第6条第2項、第7条第1項及び第8条の規定の適用については、第6条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第7条第1項中「当該二輪車等駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第3に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第8条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」とし、第6条第3項並びに第7条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(平21条例34・追加、平26条例56・平29条例18・一部改正、令元条例55・旧第13条繰下・一部改正、令2条例42・旧第15条繰上・一部改正)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平17条例52・旧第12条繰下、平21条例34・旧第13条繰下、令元条例55・旧第14条繰下、
令2条例42・旧第16条繰上)

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第4条から第7条まで、第11条、別表第1の長崎市築町二輪車等駐車場に係る部分、別表第2及び別表第3の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成10年規則第58号で平成10年9月19日から施行)

附 則 (平成11年3月23日条例第11号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月30日条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の長崎市二輪車等駐車場条例第5条第2項の規定により発行された定期駐車券及び回数駐車券は、施行日以後も使用することができる。

附 則 (平成20年12月19日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の長崎市二輪車等駐車場条例第7条第2項の規定により発行された定期駐車券は、施行日以後も使用することができる。

附 則 (平成21年6月29日条例第34号)

この条例は、平成21年9月1日から施行する。ただし、第13条を第14条とし、第12条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月17日条例第55号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日条例第23号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月14日条例第35号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第56号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第56号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年2月1日から施行する。ただし、第10条から第12条まで及び第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3第1項の規定は、この条例の施行の日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、同日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月23日条例第18号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第16号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月18日条例第55号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和元年8月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の長崎市二輪車等駐車場条例第7条第2項の規定により発行された定期駐車券及び回数駐車券は、施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

- 3 改正後の長崎市二輪車等駐車場条例（別表第2を除く。）の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月19日条例第42号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和2年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市二輪車等駐車場条例（別表第2を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下

「施行日」という。)以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 指定管理者(長崎市築町二輪車等駐車場に係るものを除く。)の指定に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

附 則(令和3年9月30日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 令和4年1月18日

(3) 第2条の規定 令和8年4月1日

(準備行為)

- 2 長崎市浦上駅二輪車等駐車場に係る指定管理者の指定に関し必要な手続は、令和8年4月1日前においても行うことができる。

附 則(令和7年7月7日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 令和8年10月1日

(3) 第2条の規定 令和10年2月1日

(準備行為)

- 2 長崎市元船町仮設二輪車等駐車場に係る指定管理者の指定に関し必要な手続は、令和8年10月1日前においても行うことができる。

別表第1(第3条関係)

(平11条例11・平17条例52・平20条例56・平21条例55・令2条例42・一部改正)

名称	位置
長崎市矢の平1丁目二輪車等駐車場	長崎市矢の平1丁目
長崎市西山2丁目二輪車等駐車場	長崎市西山2丁目
長崎市若葉町二輪車等駐車場	長崎市若葉町
長崎市大橋町二輪車等駐車場	長崎市大橋町
長崎市東山町二輪車等駐車場	長崎市東山町
長崎市東山町第2二輪車等駐車場	長崎市東山町
長崎市立山地区二輪車等駐車場	長崎市西山本町

別表第2（第3条関係）

（平17条例52・全改、平20条例56・平21条例34・平21条例55・平22条例19・平22条例23・平22条例35・平26条例56・令元条例55・令2条例42・令3条例42・令7条例26・一部改正）

名称	位置
長崎市築町二輪車等駐車場	長崎市築町
長崎市古川町二輪車等駐車場	長崎市古川町
長崎市万才町二輪車等駐車場	長崎市万才町
長崎市元船町二輪車等駐車場	長崎市元船町
長崎市尾上町二輪車等駐車場	長崎市尾上町
長崎市恵美須町二輪車等駐車場	長崎市恵美須町
長崎市新地町二輪車等駐車場	長崎市新地町
長崎市元船町第2二輪車等駐車場	長崎市元船町
長崎市住吉町二輪車等駐車場	長崎市住吉町
長崎市興善町二輪車等駐車場	長崎市興善町
長崎市新大工町二輪車等駐車場	長崎市新大工町
長崎駅二輪車等駐車場	長崎市尾上町
長崎市浦上駅二輪車等駐車場	長崎市川口町

別表第3（第7条関係）

（令元条例55・追加、令2条例42・旧別表第4繰上・一部改正）

1 通常の駐車

区分		入出庫1回ごとの金額
24時間以内の場合	最初の1時間まで	円 100
	1時間を超えるとき	200
24時間を超える場合		24時間につき 200

2 長崎市築町二輪車等駐車場に係る定期駐車券及び回数駐車券

区分	金額
長崎市築町二輪車等駐車場に係る定期駐車券	円 月額 3,140
回数駐車券（11枚つづり）	2,000